# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

## 年金記録確認広島地方第三者委員会分

| 1. 今回のあっせん等の概要 | 1. | 今回0 | )あっ | みせん | 楽 | の根 | 牙要 |
|----------------|----|-----|-----|-----|---|----|----|
|----------------|----|-----|-----|-----|---|----|----|

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

#### 広島国民年金 事案 1417

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和50年4月から51年3月まで

私が20歳になった頃、母親が私の国民年金の加入手続を行い、私が母親に国民年金保険料を渡し、母親が納付してくれていた。私には保険料を納付しなかった時期があったという記憶は無いのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間である上、申立人の国民年金保険料は、 申立期間を除き全て納付されている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和51年5月頃に払い出されたものと推認でき、当該払出時点においては、申立期間を含む49年4月から51年3月までの保険料は過年度納付することが可能であるところ、オンライン記録により、申立期間前の49年4月から50年3月までの保険料は過年度納付されていることが確認でき、申立期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする申立人の母親(既に死亡)は、自身の被保険者期間における保険料を、申立てに係る期間を含めて約20年間にわたり全て納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和50年4月から 51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

#### 広島国民年金 事案 1419

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和41年生

## 2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和62年4月から63年9月まで

私は、申立期間当時、Aを経営する両親と同居し、その手伝いをしていたが、母親が、私と両親の3人分の国民年金保険料をまとめて金融機関で納付していた。

しかしながら、年金事務所の記録では、申立期間の保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和63年4月から同年9月までについて、B市の国民年金システムでは申立人の国民年金保険料は納付済みと記録されている一方で、オンライン記録及び同市が保管している国民年金被保険者名簿(紙台帳)では未納と記録されており、行政側の記録に齟齬がみられる。

このことについて、B市は、「国民年金保険料が金融機関等で納付されると、金融機関等から国民年金保険料の納付済報告書が送付され、それをOCR(光学式文字読取装置)で処理することにより、納付記録が国民年金システムへ収録される。その後、収録された納付記録を国民年金被保険者名簿に転記していたが、昭和62年度及び63年度については転記作業が完成されない場合があったようである。」と回答しており、当該期間における行政側の事務処理が必ずしも十分でなかったことがうかがえる。

一方、申立期間のうち、昭和62年4月から63年3月までについて、オンライン記録、国民年金システム及び国民年金被保険者名簿では、いずれも申立人の当該期間の保険料は未納と記録されている。

また、申立人は当該期間の保険料納付に関与していない上、保険料を納付し

ていたとする申立人の母親は、納付について具体的な状況を記憶していない。 このほか、申立人の母親が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、当該期間の保険料を納付したことをうかが わせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和43年3月1日から同年4月1日まで 私がA社及びグループ会社であるB社で勤務した期間のうち、申立期間に 係る厚生年金保険の加入記録が無い。仕事の内容に変更は無く、継続して勤 務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言等から判断すると、申立人はA社及びグループ会社に継続して勤務し(昭和43年4月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 43 年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たら ないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和43年3月1日から同年4月1日まで 私がA社及びグループ会社であるB社で勤務した期間のうち、申立期間に 係る厚生年金保険の加入記録が無い。仕事の内容に変更は無く、継続して勤 務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言等から判断すると、申立人はA社及びグループ会社に継続して勤務し(昭和43年4月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 43年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である昭和43年3月1日と記録されており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付される

べき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る同年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和14年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和43年3月1日から同年4月1日まで 私がA社及びグループ会社であるB社で勤務した期間のうち、申立期間に 係る厚生年金保険の加入記録が無い。仕事の内容に変更は無く、継続して勤 務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言等から判断すると、申立人はA社及びグループ会社に継続して勤務し(昭和43年4月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 43 年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和43年3月1日から同年4月1日まで 私がA社及びグループ会社であるB社で勤務した期間のうち、申立期間に 係る厚生年金保険の加入記録が無い。仕事の内容に変更は無く、継続して勤 務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言等から判断すると、申立人はA社及びグループ会社に継続して勤務し(昭和43年4月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 43 年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和43年3月1日から同年4月1日まで 私がA社及びグループ会社であるB社で勤務した期間のうち、申立期間に 係る厚生年金保険の加入記録が無い。仕事の内容に変更は無く、継続して勤 務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言等から判断すると、申立人はA社及びグループ会社に継続して勤務し(昭和43年4月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 43 年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和5年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和43年3月1日から同年4月1日まで 私がA社及びグループ会社であるB社で勤務した期間のうち、申立期間に 係る厚生年金保険の加入記録が無い。仕事の内容に変更は無く、継続して勤 務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言等から判断すると、申立人はA社及びグループ会社に継続して勤務し(昭和43年4月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 43 年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

#### 広島国民年金 事案 1418

#### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和45年生

#### 2 申立内容の要旨

申立期間: 平成3年4月から4年3月まで

平成3年4月以降は学生も国民年金に強制加入することになったことから、私の母親が、当時学生であった私に代わり、国民年金への加入手続及び保険料の納付を行ってくれていた。

しかし、申立期間が保険料の免除期間となっていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の国民年金保険料の免除制度では、保険料の免除期間は、免除の申請があった日の属する月の前月から免除の申請のあった日の属する年度の末月までの間において必要と認められる月までとするとされているところ、オンライン記録によると、申立人は、平成3年5月29日に免除の申請を行って、同年4月から4年3月までが免除期間として認められている。

また、オンライン記録によると、申立人は、平成3年4月1日にA市で国民年金の被保険者資格を取得後、4年2月10日にB市へ住所を移動しているが、A市及びB市の申立人に係る国民年金被保険者名簿(CSVデータ)のいずれにおいても、申立期間は免除期間として記録されていることが確認できる。

さらに、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親は、申立期間における保険料の具体的な納付方法及び納付金額等を覚えていないとしており、申立期間における保険料の納付状況は不明である。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険第四種被保険者として 厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和57年2月28日から同年8月6日まで

② 昭和59年1月28日から同年3月26日まで

私は、会社を退職後、社会保険事務所(当時)で厚生年金保険第四種被保険者の制度について説明を受けて、加入手続を行い、昭和57年2月から厚生年金保険料を毎月納付していたが、申立期間①及び②が未加入期間となっていることに納得できない。

なお、申立期間②のうち、昭和59年1月の保険料については、納付書・ 領収証書を所持している。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、厚生年金保険第四種被保険者として昭和 57年2月から加入し同年同月の保険料から納付していたと主張しているが、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票(整理番号\*)及び第四種被保険者債権管理票(整理番号\*)を見ると、いずれにおいても申立人の第四種被保険者としての資格取得日は同年8月6日と記載されているほか、同債権管理票には同年8月から58年12月までの保険料の収納が記載されている一方で、57年2月から同年7月までの保険料の収納は記載されていない。

また、申立期間当時、第四種被保険者については、毎月の保険料はその月の 10 日までに納付しなければならないとされ、さらに督促状により指定する期限までに保険料を納付しないときは、当該期限の翌日に被保険者資格を喪失することとされていたところ、申立人の昭和 57 年 12 月から 58 年 12 月までの保険料については、申立人が所持する納付書・領収証書及び上記債権管理票から、月ごとに同月内に納付・収納されていることが確認できる一方で、57 年 8 月から同年 11 月までの保険料については、同年 11 月 5 日に一

括納付・収納されていることが上記納付書・領収証書及び債権管理票から確認できるが、当該一括納付は被保険者資格の取得当初における例外的な取扱いであったものと推認される。

さらに、申立期間①において第四種被保険者資格を取得した者に係る厚生年金保険被保険者原票(262枚)について確認したが、申立人の名前は見当たらない上、上記の申立人に係る被保険者原票及び債権管理票に、不自然な点は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、第四種被保険者として、引き続き加入し保険料を納付していたと主張しているが、申立人から提出された厚生年金保険第四種被保険者資格取得申出受理通知書には、申立人が新たな整理(記号)番号(\*)で、申立期間②直後の昭和59年3月26日に第四種被保険者資格を取得したことが記載されており、当該記載は、オンライン記録や申立人に係る厚生年金保険被保険者原票(整理番号\*)の記載とも一致する。

また、厚生年金保険被保険者原票(整理番号\*)には、申立人が昭和 59 年1月 28 日に被保険者資格を喪失したとの記載があり、オンライン記録と一致する上に、第四種被保険者債権管理票(整理番号\*)にも、申立人が同年1月の保険料を督促状により指定する期限までに納付しなかったために、同日に被保険者資格を喪失したことを示す記載がある。

さらに、厚生年金保険被保険者原票(整理番号\*)の備考欄には、申立人に係る公的年金加入歴の一部として、「第4種 57.8.6~59.1.28」の記載があり、申立人の昭和57年8月6日に取得された第四種被保険者資格が59年1月28日に喪失されたことが確認できる。

加えて、昭和59年3月から同年5月までの保険料については、申立人が 所持する当該保険料に係る納付書・領収証書から、同年5月4日に納付され たことが確認できるが、当該一括納付は、上記1で述べたのと同様に、被保 険者資格の取得当初における例外的な取扱いであったものと推認される。

なお、申立人は、申立期間②のうち、昭和59年1月の保険料の納付書・領収証書を所持しているが、第四種被保険者債権管理票(整理番号\*)の同年同月の欄には、「督促月日59.1.17」、「1.調定取消、2.59.1.28」、「2/1納付A銀行より納付」、「誤納59.2.1059年1月分¥20,140.-」と記載されており、申立人が同年2月1日に金融機関で納付した同年1月の保険料は、督促状により指定する期限を経過していたために過誤納金とされたことが確認できる。また、年金事務所は、当該過誤納金の還付について確認できる資料は残っていないとしているものの、過誤納金については、第四種被保険者資格の喪失に伴い還付金額が決定後、本人宛てに保険料等還付請求書を送付することによって通知され、本人からの請求に基づき還付されることが一般的であることから、当該過誤納金についても、還付がなされたものと考えるのが相当である。

3 このほか、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険第四種被保険 者として厚生年金保険料を納付していたことを示す関連資料及び周辺事情 は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険第四種被保険者として申立期間①及び②に係る厚生 年金保険料を納付していたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月 1 日から 59 年 6 月 1 日まで

② 昭和59年8月1日から62年7月1日まで

③ 平成3年5月3日から12年6月30日まで

④ 平成13年7月1日から17年10月5日まで

私は、昭和56年4月から平成12年6月までA社に、13年7月から17年10月までB社に、いずれも継続して勤務し、会社から健康保険証をもらい、給与から厚生年金保険料を控除されていた。

しかし、A社に勤務していた期間のうちの一部期間及びB社に勤務していた全ての期間について厚生年金保険の加入記録が無いが、両社から間違いなく厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③について、申立人は、昭和 56 年4月から平成 12 年6月までA社に継続して勤務していたと主張しているところ、同社は既に 破産しており、賃金台帳等の関係資料は残っておらず、申立人も給与明細書 等の資料は所持していない。

また、当時の複数の同僚等は、申立人のA社における勤務期間について明確な記憶を有している者はおらず、同社における厚生年金保険への加入について、「正社員の全員が加入していたわけではなく、本人の希望により加入しない者もいた。また、入退社を繰り返す者については、本人の申出がなければ加入させていなかった。」と供述しているほか、「申立人は、急に出勤しなくなり行方不明になることが何回かあった。」とも供述している。

さらに、オンライン記録によると、A社は、平成9年9月26日に厚生年

金保険の適用事業所ではなくなっている。

以上のことから、申立期間①、②及び③において、申立人が、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

なお、A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票、及び同社が委託していた社会保険労務士から提出された被保険者台帳における記載は、オンライン記録と一致している。

2 申立期間④について、B社から提出された申立人に係る平成14年分から16年分までの所得税源泉徴収簿及び給与所得の源泉徴収票により、申立人は、14年9月頃から16年12月までは同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記の所得税源泉徴収簿及び給与所得の源泉徴収票を見ると、いずれの社会保険料控除欄にも金額が記載されていないことから、申立人は給与から厚生年金保険料を控除されていなかったことが確認できる。

また、B社について、オンライン記録及び適用事業所検索システムにより 検索しても、厚生年金保険の適用事業所としての加入記録は確認できない上、 同社の給与計算事務担当であった者は、「B社は、事業主個人が設立した会 社であり、厚生年金保険には加入していなかった。従業員には、各自で国民 年金に加入してもらっていた。」と供述しているところ、オンライン記録に より、申立人は申立期間④において、国民年金に加入していることが確認で きる。

3 このほか、申立人が申立期間①、②、③及び④において厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周 辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはで きない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑥までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和45年7月から49年3月まで

- ② 昭和52年12月から53年1月28日まで
- ③ 昭和53年3月1日から同年3月11日まで
- ④ 昭和53年3月12日から同年9月10日まで
- ⑤ 昭和56年9月から57年5月まで
- ⑥ 昭和57年5月から同年11月1日まで

私は、申立期間①においてA社、申立期間②及び③においてB社、申立期間④においてC社、申立期間⑤においてD事業所並びに申立期間⑥においてE社でそれぞれ勤務した。

しかし、年金事務所の記録では、全ての申立期間において厚生年金保険の 記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、時期は覚えていないが、この期間のうち 6か月以上、A社に勤務していたとしているが、オンライン記録等による と、同社は厚生年金保険の適用事業所として記録されておらず、商業登記 簿によってもその存在を確認することができない。

また、申立期間①において、申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、申立人が記憶する事業主を特定することができず、同僚の氏名も記憶していないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該事業所と類似する名称の事業所に係る健康保険厚生年金保険 被保険者名簿を見たところ、申立期間①において、申立人の氏名は見当た らず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

2 申立期間②及び③について、申立人は、昭和52年12月から53年3月10日まで、B社に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が同年1月28日から同年3月1日までとなっているのは納得できないとしている。

しかしながら、申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録を見ると、昭和53年1月28日から同年2月28日までとなっており、また、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、被保険者期間は同年1月28日から同年3月1日までとなっており、オンライン記録と一致している。

さらに、当該事業所は既に解散し、申立期間②及び③当時の事業主は死亡している上、同僚は、「申立人を知らない。」と回答していることから、申立人の申立期間②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

3 申立期間④について、申立人は、「当時、C社に勤務していたにもかかわらず、年金事務所の記録によると、昭和56年に同社で勤務していたことになっている。また、今回、申し立てていないが、同社を退職した後、F社に勤務していたにもかかわらず、この記録によると、C社よりも前にF社に勤務したことになっており、これら二つの記録は誤りである。」としている。

しかしながら、申立人のC社に係る雇用保険の加入記録を見ると、昭和56年5月15日から同年8月14日までとなっており、また、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の被保険者期間は同年5月15日から同年8月15日までとなっており、オンライン記録と一致している上、申立期間④において、同名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、オンライン記録を見ると、申立人は、申立期間④のうち昭和 53 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで、F社において厚生年金保険の被保険者となっており、申立人の同社に係る雇用保険の加入記録を見ても、同年 5 月 1 日から同年 8 月 31 日までとなっている。

加えて、C社は、「当時の資料は残っておらず、申立人の勤務実態等は不明である。」と回答している上、同僚も、「申立人を知らない。」と回答していることから、申立人の申立期間④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

4 申立期間⑤について、申立人は、時期は覚えていないが、この期間のうちの約2か月間、D事業所に勤務していたとしているが、申立期間⑤当時に申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録を確認することができない。

また、当該事業所は昭和57年9月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の連絡先も不明である上、同僚からも証言が得られない

ことから、申立人の申立期間⑤における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見たところ、申立期間⑤において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

5 申立期間⑥について、申立人は、E社に勤務していたとしているが、申立 人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録及び健康保険厚生年金保険被保 険者原票を見ると、申立期間⑥において、ともに被保険者記録が無いことが 確認でき、オンライン記録と一致している。

また、当該事業所は、「当時の資料は残っておらず、申立人の在籍期間等は不明である。」と回答している上、複数の同僚は、「申立人を知らない。」と回答していることから、申立人の申立期間⑥における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

6 申立人は、申立期間①から⑥までについて、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を保管しておらず、このほか、保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑥までに係る厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはでき ない。